

函館市事業仕分けの概要

平成23年9月4日(日)第1班

■ 日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・事務局より説明。

■ 1-2-1 産業支援センター管理委託料についての説明

- ・資料に基づき, 経済部工業振興課より説明。

■ 1-2-1 産業支援センター管理委託料についての質疑

(E委員)

まず, 賃貸についてだが, ファクトリーについては, 過去10年くらい平均して90%以上の入居となっている。一方で, ルームの部分については過去10年間の平均入居率42%で, 過去2年間ほとんど4室とも空いている状況ということだが, どういう事情なのか。なぜ, 相当長い期間, 入居者がなかったのかということについて, 担当部門としての評価を伺いたい。

次に, パソコンの賃借料が平成21年度から112万8,000円, 平成22年度には145万円となっている理由を聞きたい。また, これらはどのように活用されているのか, どのくらいの頻度でどういう目的で使われているのか伺いたい。

(説明者)

まず, ルームの方の入居が少ない理由についてだが, 現在は入居者はないが, この10月から新たに2社入る形になっている。理由については複数あると思われ, きちんとした分析は難しいが, 例えば, 使用料がファクトリーについては52,500円でルームについては94,000円ということでルームの使用料が高いといったことも要因の一つと考える。このインキュベーションルーム月額94,000円の使用料については, 現在, 利用されている方も含めて意見を聞きながら料金の引き下げを検討している状況である。直接的に, 入居者がファクトリーに比べて少ないという状況については, なかなか分析しきれない。

次に, パソコン等リース経費についてだが, 平成21年度の途中まではリースダウンしたパソコンを使用していたが, それを平成21年度の途中から再度新しい機械を入れ替え平成24年3月までのリース契約期間を設定し, 新たなリース料支払うことになったために, 平成22年度からリース料が大きく上がっている要因となっている。

また, パソコンの利用目的等は, 事務室に2台, マルチメディアルームに1台, デザイン開発室に6台あるが, パソコン単独の使用という部分では料金の設定等していない。これらのパソコンはプレゼンテーションシステムや二次元映像システムを動かすといった付属機器を作動させるために使用するという目的で設定している。

(E委員)

そうするとこの賃借料が平成21年度に新たにリースを開始したということか。

(説明者)

そのとおりである。

(E委員)

平成21年度から24年度の3年程度リースで、年間140万円である。合計9台で140万円なので1台当たり年間リース料が数10万円なので、単価としては個々のパソコンの値段で50万円くらいになるのか。

(説明者)

リース料の中に様々なソフトウェアのリース料も含まれている。

(E委員)

代表的なソフトウェアとはどういうものか。

(説明者)

例えば、イラストレーター、フォトショップ、ホームページビルダーなどである。追加で説明させていただくが、パソコンの機器については保守点検も含めてこういった料金設定となっている。

(D委員)

パソコン等のリースで年間212万3,000円なのがしの経費がかかっているが、これを1台当たりで計算すると26万5,000円くらいになる。今、この金額であれば、新しい物が購入できると思うが、なぜリースを続けているのか。

(説明者)

重ねて同じような答えになってしまうが、パソコンは指定管理者が使う目的以外にも、市民の方々がいろいろな機器を使いたいといったケースに対応するという性質があることから、保守点検も十分に手当できるような形でリースという形をとっているということで理解頂きたい。

(D委員)

今の話を聞くと、全く人のお金で産業支援センターを事業運営しているようなイメージを受けるが、函館市の財政は正直言って実質的に赤字である。そういう状況の中で所管部局としてその辺を少しでも経費を節減するという何か提案だとか方法だとか示されているのか。所管部局の職務内容というのは函館市議会で可決された財産を一定の権限で管理する事だと思う。そうするとその財産が目減りしていく状態であれば管理職として何かの助言等を事業者に差し上げて改善されて向上していくのが普通だと思うが。

(説明者)

パソコンリース等については、函館市が指定管理者に対して委託をしている委託料の中から事業費として支出している。これは平成21年度から23年度までの金額年間2,057万1,000円だったが、平成24年度から単年度経費を市として精査して、年間2,051万6,000円という形で指定管理の委託料をお願いしている。

(D委員)

センター利用人数が1年間で123名であり、3日に1人しか来所していない。いわゆる死に体状態であり、塩漬け状態で事業展開してる。その間、管理料を圧縮させるというのは、われわれ市民からすると当然の施策だと思う。今後、このような状態や指定管理者との関係を続けるのか。

(説明者)

関係という事に関しては、平成24年度からの指定管理者という形をお願いする事となるので、今の考えている基本的な考え方に沿って新たにその指定管理者に市の考え方を実践して頂くこととなる。

(D委員)

市民の共有財産を管理するという事での市の考え方という事は、函館市民の考え方という事になると思うが。

(説明者)

函館市の考えは函館市民の利益のためになる事業を行うという考えである。

(E委員)

平成22年度の収入が賃借料収入と利用収入等含めて、年間260万円くらいである。一方で委託料が2,100万円ということなので、収支差は1,800万円の赤字であり、市として持ち出しという事になっている。これは今のルームのリースが入っても大幅な改善は見込めない。単なる部屋の賃借だけではかかっている費用の3割くらいにしかない。

当然、それ以外の費用というのは、研究開発された企業に対する情報提供とかそういう形で還元していくことも考えられると思うが、それらが十分に行われているかという点で、現在2人の専従職員の方は、そういった能力を持っているのか、疑問がある。さらに、特に賃料収入がこのような状況で推移して常に相当大きな収支差が今後も見込まれるという事についてどう考えているのか。

(説明者)

函館市産業支援センター施設の設置目的として新しく事業を興された企業家を支援して将来的に力強い企業としてがんばって頂くというような設置目的がある。これまでに22社が入居したうち、卒業した企業18社では、残念ながら途中で事業を撤退したところであるが、函館市内で事業を展開された企業もある。

産業支援センターで情報交換をして、次なるステップに向けて地盤固めをして頂いても現実的には、それから先、増収増益をはたしていくというのはなかなか厳しいという状況である中で、長期的な支援で卒業生も含めて支援していきたいと考えている。そういった中で費用対策効果と言う部分については、長期的な視点で函館の地域経済の活性化を目指していただけるような形を市として見据えるしかなない。短期的にかけたお金がすぐ市の財政に即効的に戻ってくるような性質の施設ではないという状況である。長い目で企業と付き合いをして様々な形で推進していきたいと考えている。

(F委員)

独自の事業として開催している中で「企業・創業に係るハンドブックの作成と配布」がある。これは1,800部の図書を作成配付している。これに係る費用と作成単価はどれくらいとなるか。

(説明者)

総金額は58万8,000円であり、単価としては単純に割り返すと326円となる。

(F委員)

全体的に見て費用対効果について、意外と1冊326円と細かいようだが、こういった物がどういう所に配布されていくのかという所もある。実際に年間2,400万円くらいかけてたという事はランニングコストからするとものすごい金額が10年間の中でかかっている。施設からは、22の企業が出ていかれた。その中でも函館でも有名な企業さんも確かに出来てるのはわかるが、あまりにも育つ企業が少なく思われる。その辺の所の費用対策効果ははっきり資料の中からも伺えない。例えば、こういうようなパンフレット活用が単調になっていないかという風に感じた。費用をかけてる割に効果がないというイメージがぬぐえないという感じがあるが、その辺はどう考えているのか。

(説明者)

資料にある独自事業は、市から支出されている物ではなく、指定管理者が自らの経費で行われている事業である。指定管理者募集する祭には、独自事業することを必ず市が義務づけている訳ではないが、指定管理者自らの判断で、様々な事業展開するという事は妨げていない。そうした中で昨年度には、指定管理者である財団法人の方で入居者の販路を拡大するという事で、当時、ファクトリーに入居していた企業4社について、札幌で行われる展示会等に出展し一緒に行った4社の経費の一部を自分たちの方で費用負担したところである。

またハンドブックの作成についても財団自らの経費でこれらの図書を印刷作成し、支援センター入居者や施設を利用されてきた方々、さらには様々な研修などの開催時や市内の商工会議所等の団体、イベント等で配付し、起業に対する支援やノウハウを提供している。

(B委員)

結論からいうと先ほど言われた長期的な視点で見守る次元ではない施設である。私も約4年間ここに入居して卒業した経営者の一人であり、所管部署より良く知っている部分がある。今すぐ市が介入してテコ入れをしないとD委員もおっしゃったように死に体になっている。インキュベーションルームも、起業家支援がないことから入居してもすぐ出ると思う。実態としては、場所を貸しているだけであり、その場所は函館の民間の相場から高い。期待して入居する企業もすぐ他に移りたくなってしまふ理由が現状ある。4年間この施設に入居していたがインキュベーションマネージャーの方が、起業支援のために当社を訪れたのは1回か2回である。自主事業も、例えばハンドブックで「創業・開業に役立つ15のポイント」などは、的はずれていると感じている。起業家として月に10万円以上の家賃払える会社はこんな次元のことは考えていない。これは「起業しようかなどうかな」ぐらいのレベルだと思う。

また、職員の方は、市役所と商工会議所のOBの方が交代で来るが経営的視点でもないし、起業者のでもない。個人的にはネットワークを持って、いい方たちですが、同じような方が2人そこにいるというのもバランスが悪いと感じる。そういう方は1人いらっしやることで価値があることであり、私のように右も左もわからないで函館に来た人間が、様々な場所をご紹介いただけることは非常にあ

りがたい。しかし、もう一人は、IT系の専門家など実務家を置くべきと考える。私が昨年見学した「富士市産業支援センター」は、中心となる職員2人のうち、一人は銀行出身で、融資やビジネスマッチングなど「入居企業の売り上げが上がる、儲かるための手伝い」をしている。もう一人の職員はコピーライターで宣伝企画やパンフレットやホームページをどう作ったらいいかという実務的な事のアドバイスをしている。入居企業には、「売り上げが上がる」、「会社の未来が開ける」そういうメリットがある。その他に自主事業も非常に熱心にやっていた。インキュベーションとはこういうことなんだなという事がわかった。

予算の2,000万円が多いか少ないかわからないが、現在、自主事業で初歩的なイラストレーター講習会を実施している。インキュベーション施設に入居する会社は基本的に「IT企業」であり、初歩的なイラストレーター講習会は必要としていない。この講習会に40万円かけるのであれば、社会保険労務士や税理士と顧問契約をして、入居企業が無償で相談出来るようにしてはどうか。弁護士相談でも良い。1回10万円、20万円かかって特許を取るのは苦勞するので、そういった所に助成金を出すと、入居企業を応援する本当の目的である企業を育成するという事が全くなされていないという現実を答弁の中から聞き取れなかった。委員の立場を超えているが、施設を続けるのであれば早く市が介入しないとあそこに10万払う起業家はいない。質問から逸脱していると思うがご意見があれば聞きたい。

(説明者)

過去にB委員からは改善の要求をいただいた記憶がある。ご指摘の事は真摯に受け止める。現在は職員二人体制の中で一人は中小企業基盤整備等の職員を新たに配置するなど自主事業について指定管理としても考えて来ている。B委員のご指摘は、その通りだと受け止めているので、少しでも改善しながら、中長期的なことではなく、どうしたら入居している企業の皆さんの事業を伸ばしていけるかというような視点で施設向上に努めて参りたい。

(A委員)

嘱託職員2名この方たちの具体的な業務内容は何か。清掃業務は毎日やっているのか。そんなに利用状況が少ないのであれば毎日の清掃はいらぬのではないかと。あるいは管理人が清掃をすることも可能ではないか。

(説明者)

清掃業務については、休日を除く毎日午前7時30分から10時までに行っている。庭の清掃や玄関の清掃を含んでいる。入居者のみならず、一般市民も解放している施設なので、清潔さや使い易さに心がけている。

(A委員)

嘱託職員の回答に時間がかかるようであれば、他の委員の質問を先に。

(D委員)

清掃業務の予算が155万円ある。3日に1度という利用実態を考えれば、清掃についてはこの2名の方が行った方がよいのではないかと。

(E委員)

管理費の中でも疑問がある。電話使用料が47万円あるが、事務所だけでなのか。入居者の支払いも全部負担して電話代は別に徴収して徴収しているのか。電話代の47万円やネット回線使用料31万5,000円を合わせると通信費として78万5,000円。情報通信デザイン開発システム定期保守点検等101万1,000円とあるが情報通信デザイン開発システムの利用実績は少ない。毎年100万円の費用をかけてニーズと合わないという事が感じられる。外部の方の使用は5回しかないシステムに固定費としてかけるのはニーズに合っていない。もう一つ、50平方メートルの事務所を95,000円で借りるとするのは、全く世の中のニーズと合わなくなって来ているという事が、ここ数年明らかだったのではないかと。今のような形で維持するというのではなくて、かなり大きく仕組み全体を変えるという時期に来ているのではないかと思う。

(C委員)

産業支援センターそのものの役目が終わったと思う。私自身は、そもそもインキュベーションは行政が担うものではないと思っている。当初のイメージとしては、埼玉のスキップシティのような、もっと壮大なものをイメージしていたかもしれないが、これが途中で起業をするという所のハードルが下がってきているということなども含む中でさらに指定管理制度の弊害というものが出ていると思う。

利用料の話が出ていたが、2,000万円の委託費全体の費用の中で、この施設を利用している人が役に立つ唯一の独自事業が60万円くらいしかない。約100万円の委託料が縮減されたと書いてあるが、予算を下げるという事が目的ではなく、施設があることで、より函館の地域の経済にとってプラスになるという事を考えて、そのためにもっと予算を増やしてでも、起業して函館の経済を発展させるという人を一人でも1社でも多く作るという努力が残念ながら今回仕分けの中ではそれが見いだせなかった。

(D委員)

この施設を民間に譲渡することで、固定資産税が増える。さらには、年間2,400万円の委託料が発生しなくなるのではないかと。

(説明者)

何点かご指摘いただいた。まず人件費2人についてお答えする。施設には、所長1名ともう1名の嘱託職員が配置されており、所長については施設の管理、総務、公金収納といった事務的な統括をしている。もう1人の職員についてはセミナーの開催や入居者の相談、財団におりますインキュベーションマネージャーとの連絡調整さらには、札幌での展示会の企画実行など事業の実働を担っている。

また、広い視点でのご指摘として、この施設の在り方につきましても役目が終わったというご意見もあった。確かに起業家を育てるという面では厳しい情勢もあるが、仮に民間に譲渡ということとなれば、現施設が国からの補助金を貰っている状況の中で施設を処分できるというようなことは難しいという状況もある。そうした中でテクノパーク全体のあり方として、産業支援センターを含めて函館の地域活性化に貢献できるものに作りかえていくか再構築を現在行っている。

例えば産業支援センターを従来のインキュベーション施設だけではなく、企業誘致で函館に進出さ

れる企業の一時的な事業拠点として使っていただく施設にするなど、いろいろな可能性も出て来るかと思う。その中で今回ご指摘いただいたような実情もきちっと現場の人間にも伝えて行きたい。

(G委員)

そろそろ時間となったので評価に入りたい。各委員は評価シートの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは判定を結果発表する。「事業の廃止」が6票、「民営化を検討」が1票で判定結果は、『廃止』となった。

【各委員のコメント紹介は、結果に記載していることから省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■1-2-2 社会教育施設等管理委託料についての説明

・資料に基づき、教育委員会文化振興課より説明。

■1-2-2 社会教育施設等管理委託料についての質疑

(D委員)

現在の厳しい財政状況の中という説明があったが、どのように厳しいと認識しているか。

(説明者)

地方交付税の減額や市税収入も減ってきている状況にある。

(D委員)

具体的な数字ではどうか。

(説明者)

資料の手持ちがない。

(D委員)

平成18年の3月の包括外部監査の中で、函館市は連結ベースで100億円くらいの赤字が積み重なっている。改善がなければ毎年100億円ずつ積み重なってくるとの話があった。そういう意味で厳しい財政状況ということだと思う。

後ほどで構わないので、13施設トータルの決算結果について、それぞれの年度の函館市の負担金を抜いた本体だけのベースを平成18年度～22年度の5年間に渡って教えてほしい。

(説明者)

財団法人というのは委託料を基に運営している。市の入れているお金を除くという意味合いが不明である。

(D委員)

結局、赤字補てんに負担金が入っているという事ではないのか。

(説明者)

赤字補てんに負担金が入っているのではなく、委託料を払っており、その委託料の歳入歳出で最終的に余剰金が出たら市に戻して頂いている。

(D委員)

それでは、あとでいいので、そのままの数字で教えていただきたい。

(説明者)

了解した。

(A委員)

北方民族資料館，文学館，北洋資料館は，建築後20～30年経っている。資料には，随時大規模な修繕が必要であると書いているが，この修繕費の中に耐震構造化の予算は入っているのか。

(説明者)

耐震改修は，現在，学校施設を中心に実施しており，まだ社会教育施設については行われていない。

(A委員)

いつ頃実施するのか。

(説明者)

それは順次という事で，まず学校施設が最優先である。

(A委員)

今の3館の入場者数が非常に少ない。3館合わせても年間55,000人くらいで1日に50人くらいである。それに対し，予算は3館で約1億円である。概算だが55,000人の入館者一人当たりの費用は2,000円かかっている。値上げすれば入館者少なくなると思うがそれにしても入館料が安いのではないのか。

(説明者)

社会教育施設ということで，費用に対して入館料そのままイコールという事ではなく，市民のために文化・芸術・スポーツを提供するという事で利益を求める施設ではないと考えている。

(A委員)

文学館について14年度から特別展をやっているようだが，石川啄木がほとんどである。日乃出町にある「函館浪漫石川啄木」と競合するという事は考えていないのか。「啄木浪漫」では，常に観光バスが何台か止まっているが文学館の方は全然入館者がいない。こうした民間と協力しているのか。

(説明者)

「啄木浪漫館」については，個人で運営しており，啄木の資料そのものが競合することはない。確かに，文学館も啄木資料を中心に展示しているが啄木資料館ではないので，文学館総体の資料の中に啄木がある。また，民間の啄木資料館では啄木関係の資料についても原本資料を必ずしも持ち合わせていないということで違いがある。

(E委員)

調書の特定財源のその他というのは利用料金収入であると取ってよろしいか。

(説明者)

利用料金制は導入していない。この特定財源は各施設の入館料等である。

(E委員)

要するに入館収入がここに充当されているということか。

(説明者)

そのとおりである。

(E委員)

展示関係について文学館・北方民族資料館・北洋資料館でオープン以来、大規模な展示変えをしたことがあるかとの事前の質問に対して、年度毎の特別展の内訳が示された。確かに特別展の期間中にそういう普段見られないものが見られるということはあると思うが、私の質問は、一般展示として、これらの館はオープン以降大きな模様替えなり、展示方法を変えるとか、レイアウトを変えるとか、そういう事をしているのかいないのかということである。

(説明者)

北方民族資料館等については、常設展を大きなテーマにしておりますので、一部の資料の部分的な形ではやっているが、根本的な改良・変更という形ではやっていない。

(E委員)

例えば、新しく資料が寄贈その他で出てきたとか、あるいは、各館で持っている資料の中でも、世の中の動き、興味、関心がいろいろ変っていく中でこれを新しく展示するという事は積極的にやっているのか、いないのか。

(説明者)

それは随時、資料のコンディション等に合わせてやっているものもある。ただ大幅に全部入れ替えるという形ではやっていないというのが実状である。

(E委員)

一般的に社会教育施設という位置づけだが、この3館のうち2館は西部地区にもあるし、建物自体が歴史的な建築でもある。そうした建築物を保存し、活用している事例として非常に貴重であると考えている。さらにロケーションが西部地区の観光のメッカということから社会教育施設として一般市民だけではなくて修学旅行生や観光客の方々に対しても、いろいろな意味でもっとアピールしていいと思うし、観光施設的な考え方とかがあってもいいのではないか。例えば、展示の事についても、もう1回来て「前に見た物と全く同じものしかないね」というようなことになっていないか。そういう意味での外に向けてのアピールという部分がもう少し必要なのではないかと思う。

さらに言えば、観光で来る方にとっては観光バスが止まる所があるのか、あるいは駐車場はどこにあるか、北洋資料館だけは大きな駐車場があるが、西部地区の文学館も北方民族資料館も駐車場がない。そういう意味での配慮というのは必要ではないかと思う。お考えがあれば聞きたい。

(説明者)

今質問をいただいた文学館や北方民族資料館については駐車場がない。公会堂についても駐車場がなく、元町の観光駐車場を利用して頂くしかないような状況になっている。その元町の駐車場を利用してくださいというような案内の必要性はご指摘の通りだと思いますので、財団の方へ今のご意見を伝えたい。

(G委員)

説明者は、先ほどのD委員から依頼のあった数値の報告はできるか。

(D委員)

それは、後ほどでよい。

平成18年の3月の包括外部監査の「検出した不適切な事項の一覧」によるとスポーツ財団が業務委託する際に通常であればコストダウンのために行われる競争入札が全く実施されていない。また、随時契約をする理由が明示されていない契約があつとされている。このことは、直接契約をされて金額の競争がなされない分函館市民の負担増になるという事に直結すると思う。こういう事はご存じだったか。

(説明者)

現在、財団は、随契ではなく、基本的には、業者選定および契約方法について、財団の財務会計規程ならびに業務契約方法の運用基準で業者の決め方等を定めている。その運用基準では、契約方法はその予定価格に応じて1社・3社・5社からの見積り合わせを行う。また、新規委託の場合は全て複数社見積りを行うようになっている。ただ、委託業務の性質上、例えば、清掃など従業員の雇用安定や業務のために使用する機材の償却などを考慮し、長期的に継続するような場合であれば3年間はその業者と契約するが、その更新の際は見積り合わせをしている。

(D委員)

規定はわかるが、包括外部監査が実際に現場に入って、精査した所、その規定どおり行われていなかったという事が包括外部監査の結果で如実に表れているという事である。それをどう思うかを聞いてるのであり、規定を聞いてるのではない。結果を聞いてる。

(説明者)

それについては、平成18年の外部監査の指摘を受けて、現在、解消されていると考えている。

(D委員)

解消されていることについて、直接聞き取り調査か報告書により確認しているのか。

(説明者)

している。

(D委員)

存在しているのか。

(説明者)

存在している。

(D委員)

公開請求すると出るのか。

(説明者)

その考え方については…。

(D委員)

出るんですか。

(説明員)

はい。

(D委員)

それで結構です。

(E委員)

財団としては、指定管理者制度の特例施設として、ここだけにしか委託をしないというやり方をとっている。平成20年に亀田青少年会館と青年センターについて財団以外の団体も入札に参加・公募できるようにしたという事だが、この2つしかやらないのか。これ以外の施設について財団の特例を外すという方針はあるのか。

(説明者)

公募は、できる所からやっていきたいと思っているが、考え方として、市民会館、芸術ホール、市民体育館、市民プール、千代台屋外スポーツ施設は、単なる貸館施設ではなく、市民の自主的な文化芸術・スポーツ活動の拠点施設ですので、これについては今の所は特例措置を継続していきたいと思っている。さらに拠点施設と駐車場等の付帯施設についても財団が事業と一体で施設管理を行う事が効果的であると考えているので、これらについてもこのまま引き続き特例措置によって指定管理を行わせたいと思っているが、それ以外の施設については、公募することも今後検討して行きたいと考えている。

ただ、北方民族資料館や文学館には寄託資料が入っており、寄託者の意向も確認しなければ、市だけでは判断できないこともあるが、できるだけ公募については検討してまいりたいと考えている。

(E委員)

消去法で言われてしまい確認できなかったが、仕分けの対象となっている13施設のうち、今後、公募になることの考えられる施設はどれとどれか。

(説明者)

文学館、北方民族資料館、公会堂である。

(E委員)

3施設か。

(説明者)

北洋資料館については、芸術ホールと一体になっており、費用対策効果からすると、一体の方が安いと思う。

(E委員)

利用料金制度というのは、受託者が受託者の努力によって利用料金、利用料その他が増えれば受託者の側のプラスになるという考え方をするのが利用料金制度ということでしょうか。

(説明者)

そうである。

(E委員)

承知する限りでは、青函連絡船摩周丸は利用料金制をとっている。それ以外に社会教育施設の中では、特に収入が比較的大きな集客施設については、その指定管理者の努力を後押しするためにもむしろ利用料金制度をとった方がいいという考え方があるがそれについてはどう考えるか。

(説明者)

財団が受託している社会教育施設は、市民のための文化芸術・スポーツの活動の場を提供する施設であることから利益を生み出すという事は難しいと思われる。英国領事館が利用料金制をとっているが、単なる観覧施設であれば可能かと思うが、例えば、市民会館では札幌コンサートを開催したが、あれは財団の自主事業であり、入場料が高くなるとなかなか聞きたいと思っている方も入れないことから安い料金で市民に対して文化芸術・スポーツを提供するという使命もあるので、収益を求めるのは難しいと思う。

(E委員)

私は収益を求めるためにそうしろと言っているわけではなく、そもそもこれらの施設について委託料を払わない全部利用料金制でやりなさいという事を言う必要はないし現にそうになっていない。摩周丸にしても管理費の一部を市が支出しており、残りの部分は利用料金（入館料収入）でやって下さいという形で、たぶん全体の半分くらいは自ら稼いで賄うという形をとっている。収益を求める事を行っているのではない。それぞれの施設について、財団がより多くの人に利用してもらうという事を努力すること、例えば、投資をして広告宣伝をする、あるいは自主的にいろんな事業をして収入が増えれば、自ら投資するための資金を自ら稼ぐという考え方ができる。今のやり方ではどんなに努力しても、市から出てくるお金は同じであり、インセンティブが働きにくいという事になるのではないかと考える。

文学館とか北方民族資料館が、正直申し上げて現状は非常に寂しい施設になっている。かなりぎりぎりの予算でやっていると思うので、館内の説明その他が決して十分とはいえない。

私が最近行った時には、小学生の修学旅行生が来ていた、「自由研究」ということで見学してもレポートを書かなければ、という観点で来ている。自主研修みたいなプログラムの中に入っているから渋々来ているとは思いますが、展示の解説その他はなかなか難しい、小学生であればとても難しいだろうという展示がたぶん十数年間ずっと続いている。指定管理者にそれを全部改善させるべきかというのがいいかどうかということが議論としてあるが、そういう事も含めて内容充実に向けてどういう風にお金を使っていくかを考えて行く必要がある。そのことによって観光客を含めて市内外の関心をお持ちの方々がより多く入館するきっかけにもなるのではないかと思う。このことについてご意見があれば伺いたい。

(説明者)

今のご指摘の施設については、利用料金制度をとっていないが、これについては、平成18年度から財団を指定管理者として導入した際に、財務当局等との協議の中で今のやり方で決定しており、ご指摘ももっともだと思うので、今後、検討したい。

(D委員)

包括外部監査の資料からの抜粋だが、平成17年の財団が管理している公の施設管理に要した損益ベースの赤字額というのは知っているか。

(説明員)

承知していない。

(D委員)

16億7,000万円となっている。これから遡って3年間データを見ると、全く同じ金額を函館市民が負担してる。今もおそらくそういうことが続いているという事で資料請求をさせてもらった。

これについて、社会教育施設なので黒字化するのはまず考えられない。ただ、E委員が言ったように少しでも函館市民の負担を軽減するという、何らかの所管部局の意志というか意欲というかそういう物が感じられない。このことについて何か施策を練ったとか助言してるとか研修会等を開催し、この団体と意見交流するとかそんなことをされているか。

(説明者)

指定管理者のモニタリング制度がある。指定管理者とは運営のやり方や警備方法、清掃等についても意見交換している。

(D委員)

モニタリングの記録等は拝見することができるか。

(説明者)

モニタリングの結果はホームページに掲載されている。

(F委員)

社会教育施設における自動販売機の売り上げの事について伺いたい。資料の中には、自販機の利用については函館市の収入ではないと記載されており、参考として13施設の契約している方が記載されている。平成22年度の包括外部監査報告書によると、監査結果の中で使用許可を得た権利を自動販売機業者に転貸していると同じ考えであるから、函館市が自動販売機の業者と契約すべきというような指摘があった。

この自動販売機の売り上げが、現実函館市との契約の中で行われるものと理解されているのかどうか。私たちにしてみれば函館市の収入がいくらかでも増えたらいいと思うため、その辺の所をお聞かせ願いたい。

(説明者)

自動販売機については、各施設で各団体企業に目的外使用許可としている。各施設の自動販売機については基本的に利用者の利便性に資するために設置しているが、その売り上げは自販機の設置者である各団体企業等の収入となっている。財団については、自動販売機収入は財団で行っている収益事業に対して50%以上財源として使ってる。この自動販売機の設置を市が行うかどうかという事になると全庁的な協議が必要になってくることから、教育委員会だけで答弁するのはなかなかこの場では難しいと思っている。

(F 委員)

教育委員会だけの判断は難しいというのはよくわかるが、まず皆さんの中からもその問題提起をしてもらい、全庁的な判断をこれからするという事になればいいと思う。

別の事になるが、財団の芸術ホール等の事で耳に入っている事なんです。財団の事業の関係でいろんな施設を借りたりするときには、その参加者のグループ使用料が無料になって、一般的に借りた時には、使用料がかかるというので不公平感があるのではないかとの意見を述べられたことがある。使用料を財団の関係のものであったにせよ、使用料は使用料として財団から徴収するなど、財政難なので一律に変えていく工夫だとか、何かそういった収益を上げるような工夫を財団の方でも考えてもらえないのか意見として言わせていただく。すぐに変えるといった答えはできないだろうと思う。

また、そういうような事をアイデアとして民間で思っているような人たちは、意外と官で考えていることとはちょっと違うので、その辺も意見として申し述べたいと思う。

(説明者)

ありがとうございます。

(D 委員)

先程のデータは出たか。

(説明者)

平成18年度の予算額と決算額および市に戻した額をお知らせするとよいか。

(D 委員)

それでよい。

(説明者)

平成18年度は予算が12億369万3,000円で、決算が11億9,549万6,486円で、その差額の819万6,514円は市に返還されている。

(D 委員)

この中で負担金が入ってる額はどのくらいか。

(説明者)

これに負担金が入ってない。

(D 委員)

負担金は別枠で入っているのか。

(説明者)

委託料である。

(D 委員)

わかりました。平成22年度はいくらになるか。

(説明者)

平成22年度は決算見込みになるが、最終予算が10億7,279万8,000円、決算が10億6,727万8,755円で差額551万9,245円は市に返還されている。

(D委員)

わかりました。努力されていますね。

(B委員)

意見のような形となるが、説明の中で、「財政が非常に厳しくて建物が老朽化進んでいて耐震補強はまだ考えていない。」という事だとか、「社会教育施設であり利益は追求しない。」ということがあった。財政が厳しく、基金のお金を使っていくことも想定されるので、社会教育施設ではあるが、利益面も力を入れると言っていた方がいい。利益を追求していかないと、下手をすると市の財政がますます厳しくなっていく時に閉館せざるを得ないという事になるようなことが一番心配であり不安である。

また、公会堂や北方民族資料館など、もともとある財産をアイデアで活用されてる事例もいろいろあるし、その施設毎に知恵でお金をかけずにやっていることもある。お金をかけずにできることで利益を追求していく必要があると思ったがどういうものか。

(説明者)

先程収益が上がらないとは申し上げたが、基本的には函館市民のためによりいいものを提供することが使命ではあるが、当然、内部努力をしており、委託料や清掃、警備など市民に直接影響があるものではなくて内部で努力できるものについては常にそのための努力をしている。

(B委員)

経費削減ばかりではなく、例えば毎月1回学芸員の方を呼んで新しいイベントを話し合うなど、もっと建物や建物の持っている資産価値をアイデアで有効活用していくということである。展示も正直言って焼き直しな感じである。民間でこうした焼き直しをしていけば大抵つぶれてしまう。財団でも行っているとは思いますが、もっとタイトルのつけ方ひとつとっても刷新性のある文化が感じられるイベントが必要で、そういうもっと楽しませる施設にするといった事についての是非ご意見を伺いたかった。

(説明者)

おっしゃる通りである。入館者数を上げることは、ひいては特定財源に充当される入館料にも反映されることから、利用者数の増対策については、指定管理者に努力を求めている。

(C委員)

いくら社会教育施設でまとめたとはいえ、この13施設の中に目的の違うものが混在している。それぞれの施設が、誰に何を提供するのかというところをしっかりと見失わないでほしい。これは市民にとって「重要と思われている施設」なのか、という事、これだけ大きな予算が市民の負担になっているという事、そしてそれを市民が本当に理解しているのかという事を常に留意して考えて頂きたい。その中で財団に一括の管理委託というのが本当に必要なのか適切なのかという事を検証してほしい。資料に「市民ニーズを踏まえ施設の整理統合・廃止といった議論も必要」というような記載があるが、私もこの施設全部行ったことありますが、入館者数だけではなく、必要・不必要といった議論も間違いなく必要だと思うので、そういった意味で負担を減らすという事よりも、市民が「必要だ」、函館

を訪れる観光客の方が「函館に来てこういう施設に来てよかった」と思っていただけの維持運営というのを是非お願いしたい。

先ほど、入館料の話が出たが、受益者負担の適正化という視点で言えば、料金は特に安いと思う。全部3000円ですが、決して料金が高ければ入館数が少なくなるということではなく、それだけ価値のある施設を目指して頂きたい。料金を上げるということには、後ろ向きの答弁だと感じる。この13施設については決して高いと思わないし、料金が上がっても、より行きたいと思える施設の運営等をお願いしたい。

(説明者)

ありがとうございます。

(D委員)

入館者の適正処理の話だが、平成18年の包括外部監査の中で、市民会館で全部連番を打ってる領収書が2冊紛失してるとされている。これは裏を考えると、お金を横領して領収処理をしている、あるいは犯罪につながる事も考えられることが発見されてる。こういう事について、毎年、誰かが精査するとか管理するとか行っているのか。

(説明者)

教育委員会では行っていない。

(D委員)

わかりました

(A委員)

先ほど、自販機の話が出たが、使用料はとっているのか。

(説明者)

行政財産の目的外使用という事で1台あたり屋内は800円、屋外は400円としている。ただ、文化・スポーツ振興財団につきましては、公益団体という事で免除としている。

(G委員)

そろそろ時間となったので評価に入りたい。各委員は評価シートの記入をお願いする。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは判定を結果発表する。「事業の廃止」が1票、「委託化を検討」が1票、「改善を図る」が5票で判定結果は、『改善を図る』となった。

【各委員のコメント紹介は、結果に記載していることから省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■1-2-3 中央図書館管理運営経費についての説明

- ・資料に基づき、教育委員会中央図書館より説明。

■1-2-3 中央図書館管理運営経費についての質疑

(D委員)

提出された資料の中に、「委託の内訳については、公表することができません」とあるが、そんなに密室が好きなのか。

(説明者)

市の判断ということで、理解いただきたい。

(D委員)

市の判断ではなく、市民から見た目線の話である。市民から財産を負託されている立場であるので、この場で話していただきたい。

(事務局)

事前の説明でも確認しているが、情報公開の制度に従い、公開できない資料等については提出できないということで整理させてもらっている。本事項についても、適正な入札を妨害する可能性があるという観点から公開できないものであるということでご理解願いたい。

(D委員)

わかりました。では、どういった会社に委託しているのか。

(事務局)

先ほども説明したが、株式会社図書館流通センターに委託している。

(E委員)

D委員からの質問にもあったが、株式会社図書館流通センターに委託している図書館運營業務は、一言で言えば、人を派遣してもらっている人件費であると理解してよいか。

(説明者)

費用の内訳とすれば、人件費が大半であると考えてよい。

(E委員)

わかりました。次に、市職員の勤務シフトについて。平日の勤務については、市職員12名のほか嘱託職員を含めた17名が、A勤務（通常勤務）とB勤務（時差出勤による夜間勤務）に分かれて勤務しており、休日については、平日の半分の人数で対応しているということによいか。

(説明者)

概ねそのようになる。窓口業務については、休日の方が混雑するため、委託先の配置人数を平日の30名から32名に増員して対応している。

(E委員)

休日の窓口業務は来館者も多いため、委託先の人員は増員して対応することは理解するが、市の職員を減らして対応しているのはなぜか。

(説明者)

職員の業務としては、来館者の苦情対応のほか、市との関連で行う事務的な業務がある。市が休みの際にそういった事務対応の職員を過剰におく必要がないことから、このような体制としている。

(E 委員)

司書の資格を持っている者は何名いるのか。

(説明者)

市の職員で資格を持っている者はいない。嘱託職員については3名、委託先については、委託条件の中に過半数以上が司書資格を有していることとしていることもあり、現在は25名いる。

(E 委員)

中央図書館が開館した当初の司書資格者は何名か。

(説明者)

平成17年当時では、市の職員では5名、嘱託職員では2名、委託先では21名であった。

(E 委員)

私は図書館を頻繁に利用しており、窓口にこういった図書が置いていないかという質問をよくするのだが、委託先の方は派遣業務であるため、有資格者を派遣はするが、そういった問い合わせに対する情報の蓄積というものが希薄になる可能性がある。そこで、レファレンスサービスを強化する意味でも、司書の資格を有する市の職員を配置するなどして対応していく考えはないのか。

(説明者)

司書資格を有する市の職員を配置して、レファレンスサービスを対応を強化していくということも、ひとつの手法であると考えているが、個人的な意見とすれば、一般的に司書資格というものには、レファレンスサービスというものは関係していないと思われる。あくまでも司書資格を取った後に、経験としてレファレンスサービスを習得していくことが大切になるものと考えている。そういった中で、5年という業務委託期間であるが、レファレンスサービスについてのデータを集積しつつ、その対応を行っている状況である。

(B 委員)

当初想定していたよりも利用者が多いことなどもあり、消耗品や図書の補充など予算が不足していないのか心配だが。

(説明者)

今回の仕分けの対象となっている費用は、いわゆる管理費用の部分であり、図書を購入するための費用は含まれていないが、図書の購入費用については、市の財政状況が厳しいこともあり、年々減少している状況である。

(B 委員)

老若男女含め、幅広い方々が利用する施設であることを考えれば、もう少し予算を配分してもよいと思う。

(説明者)

毎朝の朝礼の中で、問題点などを取り上げるなど、課題に対する意識を持つような努力をしているが、このような財政状況であるため、すぐには改善に繋がらないのが現状である。

(A委員)

各種講座を実施しているが、講師は専門の人なのか。また、ともしび号は専属の職員なのか。未返却となっている図書はどのくらいあり、その対応をどうしているのか。

(説明者)

各種講座については、平成22年度の実績で、郷土史に関する歴史講座は5回実施行っており、それぞれ専門家の方に講義いただいている。その他、初心者の読み聞かせ講座はグループの代表者、図書館利用者講座は職員の司書有資格者が行っている状況である。ともしび号の運転については、株式会社図書館流通センターの委託業務に含まれている。未返却の図書について、2年間は電話等による督促を行い、それでも連絡がつかない場合には除斥(年間約5,000冊)している。

(A委員)

除斥を金額換算するとどれくらいか。

(説明者)

概算だが、1冊1,500円とすると年間で750万円ほどである。

(A委員)

除斥した図書は、いつ補充されるのか。

(説明者)

最終的には4年間不明が続いた時点で除斥としている。一昨年はじめて不明による除斥を行ったが、その数は、平成20年度では2,500冊、平成21年度では548冊であった。

図書の補充については、必要に応じて行っている。

(A委員)

督促は年何回行っているのか。また、その内容は。

(説明者)

年3回ほど、電話や書面による督促を行っている。

(A委員)

どのような努力を行っているのか知りたい。

(説明者)

電話や書面による督促は行っているが、現地までは行っていない。

(D委員)

図書館の組織について説明願いたい。

(説明者)

各図書室は中央図書館に属しており、嘱託職員のいる千歳図書室以外は委託している。

(D委員)

千歳図書室には嘱託が何名いるのか。

(説明者)

4名。

(D委員)

例えば、委託先に司書の有資格者はいるのか。

(説明者)

いる。

(D委員)

委託する際の条件になっているのか。

(説明者)

そのとおり。

(F委員)

経費を削減するためには、人件費の抑制や組織の見直しや民間ノウハウの導入などが考えられるが、何か取り組みを行っているのか。

また、中央図書館が出来たことにより、移動図書室のニーズ等は変わってきているように思えるが。

(説明者)

今回の仕分け対象は、中央図書館についてなので、各図書室については今回の対象外としていただきたいと思う。

また、管理業務委託先とも1月に1回程度の協議の場を設けており、その中で様々な意見交換などを行っている。

移動図書室については、交通弱者の利用が多いこともあり、慎重に検討したいと考えている。

(F委員)

図書館で講座を開催する必要はないように思えるが。

(説明者)

自分も図書館に配属となる前までは、講座等を行う必要はないと感じていたが、利用者の拡大など、講座を通じて図書館を活用するきっかけにしてもらえればと思っている。

(F委員)

わかりました。最後に、無駄を省くという意味からも、市内にある大学や高校などとも連携し、どの施設にどういった図書が蔵書されているかなどのデータの共有化を検討してはどうか。

(説明者)

各大学などで連携し、キャンパスコンソーシアムという組織を立ち上げている。その中で、今出された意見なども検討していければよいと思っている。

(C委員)

計画を上回る実績があることは認識している。市民に評価されている施設であるため、サービスの低下を招かないよう運営に配慮してもらいたい。図書館法によって公共図書館のサービスには「無料原則」のため、収益事業を展開して利益を生み出すことは困難であることは知っている。だからこそ、市民にとってかげがえのない施設としての地位を強固なものとし、予算拡充できるように精進してほしい。

(D委員)

司書の有資格者は函館管内に何名いるのか。

(説明者)

具体的には把握していない。

(D委員)

委託は同じ業者が請け負っているのか。

(説明者)

長期継続契約のため、複数年同じ受託者となっている。

(D委員)

3年契約なので、料率を少し下げることができないのかといった協議を行っているのか。

(説明者)

長期継続契約は、契約の安定性を求めているため、予算がないから契約を更新しないということも理論上は可能かもしれないが、現実的ではないと思っている。

(D委員)

単年度契約する考えはないのか。

(説明者)

施設を安定して運営してもらうためには、受け入れる業者においても、雇用や清掃機器の導入など、長期的でなければ対応できないという問題もあることから、図書館の業務においては、一定の期間は必要なものと考えている。

(D委員)

30項目全てについて、そのように考えているのか。

(説明者)

そういう訳ではない。

(D委員)

それであれば、少しでも経費が削減できればと思っている。

(G委員)

そろそろ時間となったので評価に入りたい。各委員は評価シートの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは判定を結果発表する。「改善を図る」が6票、「現行どおり」が1票で判定結果は、『改善を図る』となった。

【各委員のコメント紹介は、結果に記載していることから省略】

以上でこの事業に対する仕分けを終了する。

■ 1-2-4 地域放課後児童健全育成事業費についての説明

- ・資料に基づき、生涯学習部生涯学習課より説明。

■1-2-4 地域放課後児童健全育成事業費についての質疑

(B委員)

この事業については、予算を増額してほしいと思っている。子どもを預けたいという希望は多いが、預ける場所の環境が悪く、指導員の給料がすごく安く重労働であると、最終的には子どもの安全に関わってくる。環境が整っていれば、もっと預ける家庭が増えるものと思う。私を含め、預ける場所の環境を見ると判断に迷ってしまう方は多いはず。市の財政状況が厳しいのは理解しているが、全体のバランスを見ながら働く家庭の生産性向上に対しても予算を振り分けてほしいと思うが。

(説明者)

現在、国の補助基準に応じて事業を行っている状況にあり、国に対して基準の引き上げ等の要望を出してはいるが、なかなか難しい状況にある。今後においても、予算の増額要求などを行っていきたいと考えている。

(F委員)

包括外部監査報告において、施設毎に様々な会計上の問題があると感じたが、こういった指導監督を行っているのか、また、指導員の待遇についてどう考えているのか伺いたい。

(説明者)

包括外部監査の指摘に伴い、これまでは全ての事業を委託事業を含めて実績報告を受けていたが、指摘を受け、本年の4月から委託事業と自主事業を明確に区別して報告してもらっている。

指導員の待遇については実績報告書により把握はしているが、直接的に市が指導等をできる立場ではないが、法的に遵守すべき事項は指導するようにしている。

(B委員)

把握している状況を、もう少し具体的に教えてほしい。賃金や労働条件などについて。

(事務局)

所管部局は、個人が特定されない形での情報提供をお願いする。

(説明者)

今、詳細の資料を持ち合わせてはいないが、平均すると常勤の方で200万円程度。

(F委員)

運営母体は父母会が多く見受けられるため、会計に不安があるように思われる。そういった母体に対しては市の方から、ある程度、会計に関する指導等を行うべきである。こういった施設ではバザーを行っているが、これは自主財源捻出のためでもあるので、これをどこまで認めていくのかなど、マネジメントをどうしていくのかということも意識してもらいたい。

また、保育料が1万3千円となっているが、一般的なパートなどの賃金を考えると、低所得者が活用しづらく、預けることをためらってしまう金額設定のように思えるが。

(説明者)

保育料の関係について、現在の保育料の平均は1万2千円ほどである。委託料と保育料を含めた運営・管理を行っているため、保育料を見直す(減額する)ことは委託料の増額に繋がっていくため、

現在の財政状況からも難しいものと考えている。

しかし、利便性や経費削減の観点から、学校など、公共施設の活用を拡大する方向で検討している。

(F委員)

校区別学童保育所開設状況によると、入所児童数1,431人を市内の全校児童数12,117人で割ると11.8%となるが、利用率としては多いのか少ないのか。

(説明者)

中核市平均では11.59%、旭川市でも近似値となっているが、単純に比較するのは難しい面があると思う。

(A委員)

保育料については、運営主体が任意で設定し、市の関与はないのか。

(説明者)

そうである。

(A委員)

校区別学童保育所開設状況によると、青柳小学校は保育料が8,000円で亀田小学校は16,000円と、同じ余裕教室で行っている場合でも金額が倍違うというのはどういうことか。

(説明者)

青柳小学校については、直営で行っていた学童保育を委託したという経過があり、直営の際はおやつ代のみの費用徴収であったということもあり、運営主体が自ら配慮して8,000円と低廉な金額設定にしたと聞いている。また、亀田小学校については、障害児を対象としているため定員が10名と少ない、そのため、保育料を下げられない現状がある。

(E委員)

市が1年間に補助している金額というのは、委託料という形になっていることから、平成23年度では199,576千円で入所者一人あたりに換算すると年間で139千円となり、これを12月分で割ると1か月あたり約12千円となる。先ほど、1か月あたりの保育料の平均が約12千円と説明されていたので、この額に先ほどの入所者一人の1か月あたりの委託料約12千円を併せた額をもって運営していると理解してよいか。

(説明者)

そのとおりである。

(E委員)

先ほど、補助の算定基準の話があったが、施設に対する補助額は規模によって異なるのか。

(説明者)

市の委託料は、国からの補助基準をそのまま算出基準としている。人数区分では、10～19人までは106万5千円、20～35人までは193万円、36～45人までは310万円となっており、さらに、長時間開設や障害児受け入れなどによる加算もある。

(E 委員)

補助額は、入所者数によって異なり、保育料については、施設毎に独自に設定してよいということであるが、そうなれば、施設毎に実施する内容が異なってくる可能性があるほか、運営主体のうち、父母会は任意団体となるため、適正な会計処理が行われているのかなどの監査が行われているのか。

(説明者)

そういったことを確認するため、報告書など様式を定め、報告を受ける形で確認を行い業務を進めている。

(B 委員)

市の職員の人工について確認したい。1. 2人工と記載があるが、1人は専従の方がいて対応しているということか。

(説明者)

1人の専従職員がいるということではなく、複数人で対応している業務処理の総体が1. 2人工という意味である。

(B 委員)

担当者は、施設を年に何回くらい確認しに行くのか。

(説明者)

施設により回数は異なるが、最低でも年に1～2回は行っている。

(B 委員)

定期的に巡回しているわけではないのか。

(説明者)

施設からの相談などあれば随時訪問しているが、定期的には訪問していない。

(D 委員)

調書の中に、特定財源として国・道の補助金欄の記載があるが、定額が補助金として入ってきて、事業費を削減することにより、保育料に補てんすることなどはあるのか。

(説明者)

事業費の直接的な財源となっているため、そのようなことはない。

(D 委員)

そうすると、保育料が現行金額より安くなるということは考えられないということですね。

(説明者)

委託料が増えれば、必然的に保育料は下がることになる。

(C 委員)

確認だが、すべて公設して民営化したという理解でよいか。

(説明者)

そのとおりである。

(C委員)

保育料を支払うことができないなどの理由で、待機となっている児童はいるのか。

(説明者)

毎年、各施設から事業計画書を提出してもらう際に確認しているが、少数ではあるがいと聞いている。地域としては、桔梗が多い。

(C委員)

補助対象とする施設について、例えば、指導員は児童福祉施設最低基準で求められている指導の資格を有している人がいるのかいないのか、受入人数や年間の開設期間などの基準を満たしているのか、を伺いたい。

(説明者)

要綱の中にあるガイドラインに基づいている。開設期間は250日以上で定員は10人以上となっているほか、資格要件が合致していれば許可している。

(C委員)

当該事業は、厚生労働省所管の児童福祉法に規定された、放課後児童健全育成事業と認識しているが、受益を受ける児童がひとり親などの限られた児童であるのに対し、文部科学省が行っている放課後地域子ども教室推進事業はすべての児童を対象としており、平成19年からは「放課後子どもプラン」として連携することになっていたと思う。入所割合を見れば10人に1人程度。受益機会が平等であるとは言い難い。「放課後子どもプラン」を推進することですべての児童を対象としたら良いのではないか。その辺の見解を伺いたい。

(説明者)

放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業を併せて「放課後子どもプラン」と呼んでいる。市においても放課後子ども教室を市内9か所で実施しているところであるが、目的が大きく異なっており、放課後子ども教室については、地域内の関係が希薄化している中で、地域の方々も参加して子どもを育成しようというものであり、放課後児童健全育成事業については、帰宅しても親がいない児童を対象としているため、家庭に近い環境が求められているものである。

放課後子ども教室については、地域の方々の参画が少なく、実際には、週に1回程度の実施しかない状況にある。

そういう状況も踏まえ、市としては、一体として事業に取り組むのではなく、事業毎に取り組み現在に至っている。

(C委員)

性格が違うから、事業を別々に考えるのではなく、どうしたら地域を巻き込んでいけるのかということも踏まえ、事業の拡大を検討してもらいたい。

(D委員)

入所している児童から、学童保育所の場所について、民家等がいいのか、学校がいいのかといった調査を行ったことはあるのか。学校で行った方が経費的には削減されるほか、保育料の削減につながる

るため効果的であるように思える。これは、意見ですけども。

(B委員)

実際に調査は行っているのか。

(説明者)

そういった調査は行っていないが、先ほども説明したが、可能な限り公共施設を活用していきたいと考えている。

(B委員)

保育料の支払いが厳しくて預けられない方もいるが、私のようにハードに働いている人間から見ると、お金が出せないのではなくて、学童保育運営に労力を割けないから預けられない。父母会が運営主体であると、バザーや平日の会議など父母の負担となり、子どもを預けることによって逆に仕事が増えてしまう。現状の問題点の認識など、所管部局の力の入れようのなさがっかりしている。働き盛りの女性には大きな問題だと思うので、所管部局には頑張ってもらいたい。

(G委員)

時間になったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「委託化を検討」が1票、「改善を図る」が6票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

■1-2-5 手数料徴収事務所要経費についての説明

・資料に基づき、環境部管理課より説明。

■1-2-5 手数料徴収事務所要経費についての質疑

(E委員)

部門別処理原価計算表の合計が47億6,900万円となっているが、これが環境部のごみ処理の総費用と理解してよいか。

(説明者)

よい。

(E委員)

他の資料で調べたのだが、ごみ処理の有料化にあたり、ごみ処理直接原価の1/2、激変緩和措置としてさらにその1/2、つまり1/4を有料化による収入とするという答申があったと思うが、具体的にはどういうことか。

(説明者)

家庭ごみ処理の収集・運搬・処分（燃やせるものについては日乃出清掃工場での焼却，燃やせないものについては七五郎沢処分場での最終処分）に係る経費の1/2，激変緩和措置としてさらにその1/2，結果として1/4として，1リッター2円を手数料として設定している。

(E委員)

そういった説明を求めている。有料化に伴い，ごみ処理原価の25%を目標とするとしていたことが，現状どうなっているのか，ちゃんとフォローしているのかを伺いたい。

回答に時間がかかっているのので先に質問を続ける。

ごみ処理手数料関係の収入は5億5,000万円で，費用は1億5,600万円だが費用にはごみ処理とし尿処理分が混在していることから，それを差し引くと手数料を得るために係る費用は1億3,200万円となる。つまり，4億2,000万円が純収入となっているので，これがごみ処理原価の25%となっているかどうかを伺いたい。

さらに，本来は原価の1/2を手数料として回収したいが，暫定的にその1/2としたものと思われる。これが平成14年度なので，その後9年経っているが，現在はどうなっているのか。

(説明者)

激変緩和措置については，結果として市民に負担を求めることとなるため，現在の経済情勢などを勘案すると慎重に検討しなければならないと考えている。

(E委員)

それは個人的な考えなのか，市としての考えであり方針なのか。

(説明者)

庁内的に検討はしていない。

(E委員)

検討していないということか。具体的な数字がどうなっているのか検証し，それによってどうしていくべきかという判断をしているのかという質問だ。

(説明者)

先ほど質問のあった，有料化に伴う分析について，平成22年度決算見込みで計算すると，ごみ処理にかかる処理費用は18億5,100万円となり，手数料収入は5億7,300万円となり，概ね30%の収入状況となっている。

(E委員)

今，5億7,300万円の収入と説明があったが，実は，この収入自体にも人件費などのコストがかかっている。純益を言うべきではないかと申し上げている。例えば，ごみ袋の原価がこの5億7千万円に含まれている。ごみ処理に18億円もかかっている，手数料収入は5億5千万円というが，この収入を得るためにかかる費用がごみ袋の原価も含め，1億3千万円。しかも，市の担当の人件費で4千万円もかかっている。これを考えにいれなくていいのですか。実質の収入で言わなければ意味がない。

(説明者)

ごみ処理手数料算出のための原価計算は、平成14～16年度の費用を対象とし、その結果原価が1リットルあたり8.38円となったため、市民負担額をこの額の1/4の2円としたものである。なお、この原価には手数料徴収の経費は含めていない。

(E委員)

了解した。次はごみ袋について伺うが、40リットルのごみ袋であれば、1枚80円で販売している。一般の印刷のないごみ袋であれば1枚あたりの価格は12～13円程度と思われる。販売価格がそうであれば、販売手数料を差し引けば、原価は10円以下でしょう。実際に函館市では、ごみ袋を40リットル換算で8～9円くらいで購入しており、その原価10円を引いた分が市の収入だと市民は理解しており、それが受益者負担だと思っている。つまり、1袋あたり70円程度は市に収入があるものと思っていた。実際には別に、手数料や搬送料が全部で20数円もかかっていることになる。これは常識的に極めて高い。市の有料ごみ袋でないものは10円で売られている。それを流通させるためのコストがそんなにかかっていたら10円で売れる訳がない。それについてどう考えているのか。20円ものコストが適正な事務手数料と言えるのか。

(説明者)

ごみ袋の販売価格には、作成費用、保管・搬送費用、ごみ袋取扱店への委託料、徴収事務の所要経費が含まれていない。

(E委員)

それは分かっている。小売店のごみ袋の販売手数料は何%か。

(説明者)

小売店で収納した手数料の8%。

(E委員)

8%ですか。8%というは一見安いようですが、金額的には6.4円です。一般のごみ袋の販売手数料はどれだけだと思いますか。どんなに高くても2割、2円程度ですよ。これだと販売店が儲け過ぎていると思うが。そんなに高い理由は何か。

(説明者)

在庫管理、市への報告書の作成経費も含めてのものなので、現段階では適正なものと考えている。

(D委員)

今の料率はごみ袋の大きさによって異なるのか。また、作成枚数は。

(説明者)

料率は、全て同率としている。また、作成した枚数は、平成22年度では1,331万枚。

(E委員)

ごみ袋は独占商品です。函館でごみを出すにはこれを使うしかないというものです。販売努力が足りないものです。なのになぜ手数料が高いのか。ごみ処理手数料収納事務フローに記載があるが、市への報告事務などが非常に繁雑になっている。事務が繁雑すぎるため経費も割高になっているのでは

ないか。一般の流通ルートでやれば安くすむはず。現に行っている所がある。そういうケースがあるのをご存知ですか。

(D委員)

ごみ袋を1,331万枚作成し、単純に320店舗で全部を販売したとすれば、1店舗あたりの収入は24万9,000円ほどで、さほど収入が多いとは言えない。しかし、80円(40リットルのごみ袋の販売価格)から経費等の40円差し引いた場合の市の収入は5億3,200万円となり、取りすぎとなるのではないか。

(説明者)

先ほども説明したが、収集・運搬に係る費用を市民に負担いただくということで手数料を負担してもらっている。

(D委員)

それは分かっている。説明者が言っているのは、公共の福祉というか、公共サービスですよ。利益を取らないのが前提ではないですか。いかに函館市民に利益を還元するかということが市職員の本命であるにもかかわらず、それをやらずに函館を食い物にしているという私個人の気持ちです。

(説明者)

手数料についてだが、あくまでも収集・運搬・処分に係る経費について負担してもらっている。

(D委員)

ではまず、指定ごみ袋を作成する際に入札は行ったのか。

(説明者)

全部で10種類あるが、種類ごとに全て入札を行っている。

(D委員)

何社参加したのか。

(説明者)

11社。

(D委員)

これを扱った320店舗に何%手数料が入るんですか。

(説明者)

8%。

(D委員)

作成費用は、1枚あたりいくらですか。

(説明者)

大きさにより異なるが、平均すると1枚あたり5円程度である。

(E委員)

加重平均をすると、40リットルの袋で11.6円となる。

(説明者)

平成22年度の作成費用は、40リットルの袋であれば1枚7.39円となっている。

(A委員)

し尿処理手数料の収納率は94%程度で推移しているが、不納欠損の額はいくらか。

(説明者)

平成22年度の決算見込みで605万円、平成21年度は671万円となっている。

(A委員)

毎年600万円程度不納欠損しているということだが、これを収納事務委託しているが効果はあるのか、また金額はいくらか。

(説明者)

委託料は年額約600万円で11名に委託している。収納した金額は、平成22年度で980万円ほどあり、一定の効果はあるものと考えている。

(E委員)

先ほど質問しそのままとなっていたが、流通方式として、平成20年に恵庭市が家庭ごみの有料化に際し、道内の35市を調査した資料があり、その対象には函館市も含まれている。その資料の中に流通方式という所があり、小売店販売方式(メーカー出荷型)、小売店販売方式(公共機関出荷型)、公共機関販売方式、その他と区分がある。回答があった26市のうち9市がメーカー出荷型で、13市が公共機関出荷型で函館も含まれる。函館の場合は、まず、袋を発注して、現物を保管してもらい、市が一旦それを買って流通・販売業者経由で市民にわたしている。公的物品の交付ということなので、非常に複雑な報告・確認業務がそこで発生している。小売店に対する手数料が非常に高いため、どこの小売店でも販売しがつている。

そこで、現在の方法では手数料が高額となるため、メーカーが小売店に納品し、実績に応じて手数料を払うといった、メーカー出荷型に改めるべきと考える。

(説明者)

指定ごみ袋は金券であるため、メーカー出荷型に改めるとなれば、一度、取扱店の方で買い上げる(仕入れる)ことになるものと思われる。あくまでも、金券であるため、手数料収入に見合ったごみ袋を作成し納品することが基本であると考えている。

また、販売手数料については、当課でも他都市の状況を調査しており、6~10%という状況になっている。

(F委員)

平成14年に私は町会の委員をやっていたが、ごみ袋の取扱店舗については事前の協議がなかったと記憶しているが、複数の店舗で取り扱うことは無駄ではないのか。

(説明者)

そのとおりではあるが、家庭のごみを排出する際には、必ず必要となるものであることから、市民の利便性も考慮した中で、一定程度の店舗で取り扱う必要はあるものと考えている。

(F 委員)

函館市が取扱店を探したのか、小売店舗から申し出があったのか。

(説明者)

募集して決定している。

(F 委員)

地図などに落としてみて、範囲を確認したことはあるのか。

(説明者)

ある。

(F 委員)

私は不便な所に住んでいるので、近くに販売している所はない。これまでの話を聞いていると、経費を削減してきたものが見受けられない。

(説明者)

今後、地図等も参照しながら検討したいと思う。

(B 委員)

販売手数料の8%は適正にも思えるが、ゴミ袋を取り扱うことにより客が増えることを勘案すると、若干、手数料を下げてよいのではないかと。

(E 委員)

事務手数料として5,500万円、管理費が4,000万円併せて9,500万円。これだけの経費をかける理由が本当にあるのか考えてほしい。

(G 委員)

時間になったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業の廃止」が1票、「委託化を検討」が1票、「改善を図る」が5票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、本日の事業仕分けを終了する。